**労働保険加入はおすみですか？**

○労働者を一人でも雇用していれば、原則として業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業となり、事業主は成立(加入)手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

○事業主が成立(加入)手続を行わない間に労災事故が発生した場合、遡って保険料を徴収する他、労災保険給付額の100％又は40％を徴収することになります。

○労働保険調査、社会保険調査があった場合においてさかのぼって2年分の加入をした場合非常に多額の保険料を納めることになります。

○許認可事業（建設、運送、派遣）、社会保険、労働保険加入が許認可更新の要件になっており公的仕事受注のためには加入は不可欠です。

○ハローワークの応募については、加入義務のある企業が労働保険、社会保険加入をしていないと受付が原則されません。

○助成金について、労働保険未加入企業は対象になりません。

**当事務所ご利用のメリット**

○電子でスピーディに処理します。　○労務会計ワンストップ対応可能　○アフターコストを含めてコスト削減可能　○特別加入対応可能

○労働保険社会保険加入手続きすべて含めて期間限定10月～12月特別価格（顧問契約前提のケースは各1万円～　顧問契約前提以外は各3万円から承ります。）